平成２５年（フ）第４１８８号
大阪市住吉区我孫子東１丁目６番４―706号
破産者　村嶋　　淳
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６９号
堺市南区城山台１丁７番10号
破産者　饗屋こと　杉江　俊郎
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
北海道北見市泉町１丁目１番16号　いずや下宿102号
破産者　板垣　勝博
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
茨城県神栖市知手中央４丁目３番28号小林アパート５号室
破産者　星山　成孝
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２７８６号
横浜市神奈川区羽沢町1007―１　メルヴェイユイースト102号、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町2874番地16　第一杉美荘202号
破産者　河合　　淳（旧姓小野塚）
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１４号
沖縄県名護市字宇茂佐913番地４　リッチマンションうんさ208号
破産者　植田　賢治
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９９号
横浜市戸塚区原宿３丁目13番２―102号
破産者　甘糟　　毅
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
京都府南丹市園部町横田５号48番地１
破産者　岡本　美子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
神戸市西区秋葉台３丁目２番地の12
破産者　鞍田　文子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の13　大久保マンション２Ｆ―Ｂ
破産者　中野　正人
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
香川県高松市中野町30番14号
破産者　中井　康介
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
大分県宇佐市大字下高282番地の７
破産者　内尾　初美
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
宮崎市村角町宮崎牟田62番地10
破産者　田村　浩司
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０号
宮崎県日南市吾田東１丁目１番12―５号
破産者　千葉　智子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第６２６号
東京都東村山市多摩湖町２丁目27番地７レイクサイド103
破産者　児島　照男
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６６６号
東京都福生市志茂10番地９キャッスル福生403号室
破産者　野島　明弘
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６９５号
東京都八王子市小比企町2256番地１第２小坂ハイツ101号
破産者　安藤美津子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４５号
東京都八王子市南陽台１丁目25番４号
破産者　武田　敦史
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５９号
東京都町田市忠生４丁目10番地８町田ロイヤルハイツ102
破産者　野土谷龍志
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７８号
東京都福生市大字熊川242番地３
破産者　田淵　弘禮
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０３号
東京都府中市本宿町１丁目３番地の３いなりコーポ101
破産者　中尾　高典
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２４号
東京都調布市深大寺北町６丁目８番地12
破産者　黒瀬　貴行
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部